

働き方改革に関する緊急提言

2019年4月24日

国立大学病院長会議常置委員会

【緊急提言】

1. 大学病院において研究を行う医師に対する労働時間制度の運用実態に鑑み、医師の研究を阻害しないよう、研究者のために必要な議論を早急に開始すべきである。
2. 働き方改革の実施に伴う時間外勤務手当増、タスクシフティングの推進のための看護師の特定行為研修の実施に係る経費及び医師以外の職員の増員に係る経費等について、財政支援を行うべきである。

1.

働き方改革関連法の施行により、本年4月以降に大学・研究機関における研究者など医師以外の職種に上限を超えて時間外労働をさせた場合は、労働基準法による罰則を受けることとなった。

一方、医師については、法律による罰則の適用は2024年4月からとされており、3月29日に公表された「医師の働き方改革に関する検討会報告書」において、具体的な取組（規制）内容及びスケジュールについてとりまとめられたところである。

しかしながら、当該検討会では、大学病院の医師が行う研究の取り扱いについて十分な検討が行われておらず、大学病院の医師の労働時間管理については、検討の余地を残している。

大学病院関係者を交えた議論が速やかに開始されるよう、要望する。

2.

働き方改革の実施により、時間外勤務手当の支出額増加が懸念されている。

また、医療の質を確保しつつタスクシフティングを行うためには、国立大学病院を中心とした特定機能病院が積極的に看護師の特定行為研修を実施することが求められているほか、医師以外の職員の増員が必要であるが、いずれも新たな支出増を伴い、大学病院の経営を圧迫する恐れがある。

大学病院の医師は特に勤務時間が長いことが検討会で指摘されており、率先して働き方改革に取り組む所存であるが、昨今の厳しい経営状況をご理解いただき、国からの一層の財政支援を要望する。